

平成30年7月豪雨により被災された方へのお知らせ

平成30年7月豪雨に伴う運転免許証の有効期間等の満了日の延長措置が11月30日で終了します。

延長措置の対象となった方は、11月30日までに運転免許証の更新を受けなければ、12月1日以降は自動車等を運転することができなくなります。

氏名	日本花子			昭和50年 5月 28日生		
住所	香川県〇〇市△△町□□					
交付	平成25年 5月28日 12345					
免許の 条件等	平成30年06月28日まで有効					
優良	優良					
番号	第 123456789000 号					
二小形	平成05年07月01日	大型	中型	普通	大特	富
他	平成07年08月10日	原付	大	中	二	特
二種	平成14年09月20日	小形	原付	大	中	特

運転免許証
香川県
公安委員会

有効期間の末日(左の場合、平成30年6月28日)が、**平成30年6月28日から11月29日までの方**については、11月30日まで引き続き運転することができます。

★11月30日までに更新手続きをしてください。

対象となる地域 香川県内では、対象区域はありません。

- ※ 対象となる市町村は、今回の豪雨に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の対象となる区域は平成30年7月13日時点のものです。
- ※ 平成30年11月30日直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。
- ※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。
- ※ 他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、免許センターにお問い合わせください。

運転免許センター(087-881-0645)